

# 令和7年第1回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年1月10日（月）

午前10時00分開会

午前11時13分閉会

2. 場 所 山崎本社みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）  
1階多目的ホール

3. 出席委員（農業委員 13名）

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 是佐 恵美子	5番 松井 祥壯	6番 梶原 安行
7番 山田 政則	8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾
10番 吉田 雅子	11番 中谷 純子	12番 中田 安義
13番 岡 真由美		

（推進委員 11名）

推進委員 登 宏太郎	推進委員 中山 憲治	推進委員 岡村 昭男
推進委員 中田 進	推進委員 堀田 良昭	推進委員 三田 邦男
推進委員 小西 礼子	推進委員 松井 辰夫	推進委員 田丸 和也
推進委員 安井 多佳子	推進委員 倉本 良夫	

4. 欠席委員（ 2名）

14番 岩本 博志 推進委員 清水 透

5. 議事録署名委員

10番 吉田 雅子 11番 中谷 純子

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次長	竹上 教東
主事	前田 桂巳子
(佐伯支所) 次長	藤本 秀樹
(吉和支所) 主事	眞鍋 秀
(宮島支所) 主事	榎 浩子
(大野支所) 主任主事	泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第 53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(3) 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理処分取消の専決処理について

(4) 報告第 4 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

## 9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに岡職務代理者の挨拶の後、岡職務代理者が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。</p>
岡職務代理者	<p>それでは、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 号及び、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから、令和 7 年第 11 回廿日市市農業委員会総会を開会します。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定により、本総会は成立しております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、10 番、吉田委員、11 番、中谷委員のご両名にお願いをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 251 番、農地の所在は、上平良字ゴドロ、登記地目は畠で、1 筆の 403 平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は、労力不足により耕作困難のため、譲受人は、新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。</p> <p>次に番号 265 番、農地の所在は、玖島字大沢、登記地目は田及び畠で、6 筆の 6,618 平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。</p> <p>本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 51 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。251番、是佐委員さん、お願ひします。
9番委員	9番の是佐です。番号251番について説明いたします。10月17日に登委員、職員2名と私とで調査しました。場所は上平良と原との境目辺りになります。ゴドロというところです。○○さんは廿日市市陽光台に住んでおられて、労働不足でなかなか耕作が困難のために、○○さんに依頼されたようです。イチジクなど果樹を植えられるように聞いておりますが、何ら問題はないかと思いますので、どうぞご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございます。265番、岩木委員さん、お願ひします。
8番委員	8番の岩木です。番号が265番の3条申請でございます。現地は、玖島の檜原信号機から、芸南カントリークラブに向かって行きまして、玖島側のすぐ下の農地に当たります。10月17日に事務局職員の方1名と、堀田推進委員と私とで現地を確認いたしました。圃場整備した農地が3まち見られたら大きな数字、千単位のところが皆、3まちが圃場整備されたところです。従前地がやはり3まちでございます。譲渡人の○○さんは、先ほど説明がありましたように、遠距離でもあり、また高齢でございますので、家屋とともに売却されるようです。譲受人、○○さんは、まだ若く40代の方だと思います。家族とともに居住されて、営農予定でございます。農地は草刈りの管理はされているのですが、数年間遊休農地として、維持されていましたので、初年度の耕作が若干大変かと思います。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	以上です。
議長	ありがとうございます。これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願ひします。
	ありませんか。
	『『委員より質疑等なし』』
議長	意見がないようですので、お諮りします。議案第51号について、許可することに異議はございませんか。
	『『委員より異議等なし』』
議長	異議なしと認め、議案第51号について、許可することに決定します。
	続きまして、議案第52号、農地法第4条第1項の規定によ

	る許可申請について議案とします。説明をお願いします。
事務局	<p>議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は、4ページになります。</p> <p>番号267番、農地の所在は、永原字小坂、登記地目は田で、面積は1筆の148平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に、番号275番、農地の所在は、津田字小更、登記地目は畠で、面積は1筆の619平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>本件は、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。267番について、三田委員さん、お願いします。
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。267番について説明をいたします。</p> <p>場所は永原字小坂といいまして、永原と玖島の境界付近に当たります。10月21日に、事務局1名と河井委員と私の3名が現地の確認を行っております。申請人の○○さんは、農業を行うということで農地付の住宅を今年の7月頃購入されたのですが、購入した住宅の庭先が非常に狭くて、それに合わせて車両の方向転換や駐車場が難しいということで、農地の一部を現況、畠なのですが、駐車場として広げるものであります。特に問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございます。275番について、木浦委員さん、お願いします。
2番委員	2番の木浦です。275番の4条申請について、10月21日、松井辰夫委員、事務局1名の3名で現場確認をしました。現地は佐伯中学校の入口の交差点から50メートルぐらい行ったところです。支所よりの県道側にある農地になります。申請人が、耕作目的で買われていたのですが、現況は花木を植えた後のため、耕作はされていないような状態になっております。この隣接に申請人が、住宅とか倉庫などを今新築されておりま

	す。現況は荒れておりますし、花木しかないということになっておりますので、少し面積が広いのですが、駐車場で利用したいということで申請されました。よろしくお願ひいたします。
議長	<p>ありがとうございます。これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願ひします。</p> <p>ありませんか。</p>
	《《委員より質疑等なし》》
議長	意見がないようですので、お諮りします。議案第52号について、許可することに異議はございませんか。
	《《委員より異議等なし》》
議長	<p>異議なしと認め、議案第52号について、許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は、5ページになります。</p> <p>番号266番、農地の所在は、大野字戸石川、登記地目は田で、面積は、2筆の859平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>番号269番と270番は関連案件となります。農地の所在は、宮内字西畠口、登記地目は田及び畠で、面積は、合計3筆の1,005平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請で、一時転用となります。</p> <p>本件は書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。266番について、山田委員さんお願ひします。
7番委員	はい、山田です。266番ですが、場所は大野の中山いうところに○○の上のほうにありますが、そのずっと下の田んぼです。10月10日に、吉田委員、事務局とで現地確認をして

	<p>おります。譲渡人が耕作していたのですが、病気になりました、後継者もいないということで、駐車場を探している譲受人に譲渡するというものです。別に転用をされても、問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続いて、269番、270番、中山委員さん続けてお願ひいたします。</p>
中山推進委員	<p>推進委員の中山です。269番、270番について説明いたします。10月21日、岩本会長と事務局2名で現地を調査いたしました。現地は県道30号を佐伯方面に向かって、山陽自動車道をくぐり左側の山になります。一時転用ということです。山にある〇〇の〇〇を建て替える工事を請け負われたこの会社が、建設予定地まで、索道で荷を吊って運搬するための敷地として一時的に利用したいということでした。現地に行くと、半分山林化しているような場所の平地でした。現地の下側には、農地が多少あって、水路等もありますが、機材を置くだけということで、特に排水等の処理も問題ないと聞いております。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願ひします。</p>
	<p>ありませんか。</p>
	<p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>それでは意見がないようですので、お諮りします。</p>
	<p>議案第53号について、許可することに異議はございませんか。</p>
	<p>『委員より異議等なし』</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第53号について許可することに決定します。</p>
	<p>続いて、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は6ページになります。</p>
	<p>今月の報告は、令和7年9月11日から10月10日までの間に受理した1件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p>
	<p>番号231番については、前の所有者が農地転用の手続を行</p>

	<p>わざ、利用していたため顛末書が提出されています。</p> <p>本件について書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>これについて、質疑等があればお願ひします。 ありませんか。</p>
	<p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。議案書は7ページから9ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年9月11日から10月10日までの間に受理した7件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号239番については、申請人が農地転用の手続を行わず、利用していたため始末書が提出されています。</p> <p>番号240番及び243番は、過去に転用届が出されています。</p> <p>また、番号240番につきましては、報告第3号、番号238番の関連案件となります。</p> <p>番号245番は、一時転用となります。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>これについて、質疑等があれば、お願ひします。 ありませんか。</p>
	<p>『委員より質疑等なし』</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について、報告します。説明をお願いします。</p>

事務局

報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について、報告させていただきます。議案書は10ページになります。

今回の報告は、令和7年9月11日から10月10日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は、省略させていただきます。

番号238番は、先ほど報告いたしました報告第2号、番号240番の関連案件となります。

以上で、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について報告を終わります。

議長

これについて、質疑等があればお願ひします。  
ありませんか。

『委員より質疑等なし』

議長

質疑がないようですので、報告第3号を終わります。  
続きまして、報告第4号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。説明をお願いします。

事務局

報告第4号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。議案書は11ページになります。

番号246番について、現地確認を行ったところ、既に山林化しており、非農地として回答しております。

以上で報告第4号、地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。

議長

これについて、質疑等があればお願ひします。  
ありませんか。

『委員より質疑等なし』

議長

質疑がないようですので、報告第4号を終わります。  
特にないようですので、以上で本日の総会を終了いたします。委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

次回の令和7年第12回農業委員会総会は、12月5日（金曜日）、午後3時から、廿日市市役所、7階会議室で行います。  
ありがとうございました。

（閉会 午前11時13分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 2 月 5 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（10番委員）\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（11番委員）\_\_\_\_\_